

参考・様式 1 - 1 用外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）の例

当該外国出願に係る資金計画

(1) 収入

区分	金額	摘要（資金の調達先等）
自己資金	810,473	
借入金		
補助金	722,000	当支援事業（助成対象経費の1/2以内）
その他の収入		
合計	1,532,473 ※下記の「外国出願経費合計・税引き前(A)」と一致	

(2) 支出（補助金交付申請書様式1 「9. 間接補助金交付申請額」と一致のこと）

経費区分	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	計
A国	28,652	55,417	270,000	189,265	543,334
B国	89,617	197,522	270,000	432,000	989,139
外国出願経費合計・税引き前(A)	118,269	252,939	540,000	621,265	1,532,473
(A)のうち、国内消費税等の対象外経費(B)			49,090	39,272 (B国分のみ国内にて翻訳)	88,362
助成対象経費(A-B)	118,269	252,939	490,910	581,993	1,444,111
持ち分に応じた対象経費					1,444,111
間接補助金申請額：助成対象経費の2分の1以内 (千円未満切り捨て)					722,000

注1) 「(2) 支出」における「間接補助金交付申請額」欄に記載する額は、「助成対象経費」の合計額の2分の1以内（千円未満切り捨て）とし、特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円を上限としてください。

注2) 補助対象となる経費は、補助金交付の決定以降に契約し支出額が確定する経費とし、支払い済みのものは補助対象外となります。

注3) 国内消費税は対象外とします。

注4) 他の事業者と共同出願の場合には、持ち分比率に応じた経費をもって助成対象とします。但し、補助対象者が実際に負担（支出）する額を超えて助成対象とすることはできません。